

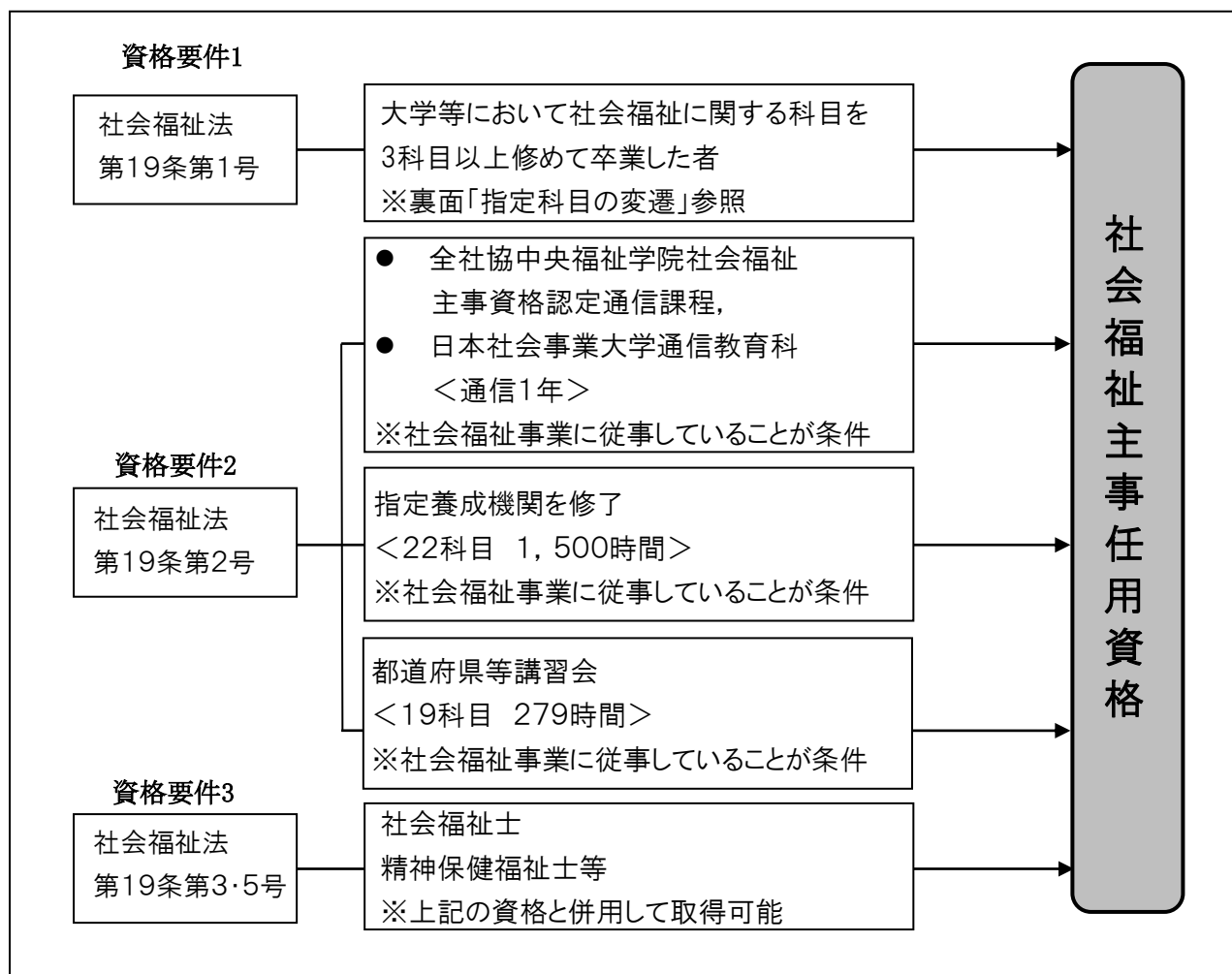
社会福祉主事任用資格

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

■ おもな就職先

福祉事務所, 老人福祉施設, 身体障害者施設, 社会福祉協議会など

【資格取得ルート】



■ 資格要件

1. 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を履修して卒業する

「社会福祉に関する科目」は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、3科目主事の該当可否を判断する際には、卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになります。科目名の変更は行っていますが、制度自体の変更はなく、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業されていれば該当することとなります。(科目等履修生として履修されたものは認められません。)

なお、3科目以上を履修したことを証する書類としては、学校から出される卒業証明書と成績証明書の2点をもって確認することとしています。

【指定科目の変遷】

昭和 25 年～昭和 56 年卒業者（昭和 25 年 8 月 29 日 厚生省告示第 226 号）

社会事業概論/社会保障論/社会事業行政/公的扶助論/身体障害者福祉論/児童福祉論/社会学/心理学/社会事業施設経営論/社会事業方法論/社会事業史/保育理論/社会調査統計/医学知識/看護学/精神衛生学/公衆衛生学/生理衛生学/栄養学/倫理学/教育学/経済学/経済政策/社会政策/協同組合論/法律学/刑事政策/犯罪学/医療社会事業論/修身

昭和 56 年～平成 11 年卒業者（昭和 56 年 3 月 2 日 厚生省告示第 18 号）

社会福祉概論/社会保障論/社会福祉行政/公的扶助論/身体障害者福祉論/老人福祉論/児童福祉論/精神薄弱者福祉論/社会学/心理学/社会福祉施設経営論/社会福祉事業方法論/社会福祉事業史/地域福祉論/保育理論/社会調査統計/医学知識/看護学/精神衛生学/公衆衛生学/生理衛生学/栄養学/倫理学/教育学/経済学/経済政策/社会政策/協同組合論/法律学/刑事政策/犯罪学/医療社会事業論

平成 11 年～平成 12 年卒業者（平成 11 年 3 月 22 日 厚生省告示第 52 号）

社会福祉概論/社会保障論/社会福祉行政/公的扶助論/身体障害者福祉論/老人福祉論/児童福祉論/知的障害者福祉論/社会学/心理学/社会福祉施設経営論/社会福祉事業方法論/社会福祉事業史/地域福祉論/保育理論/社会調査統計/医学知識/看護学/精神衛生学/公衆衛生学/生理衛生学/栄養学/倫理学/教育学/経済学/経済政策/社会政策/協同組合論/法律学/刑事政策/犯罪学/医療社会事業論

平成 12 年～現在までの卒業者（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 153 号）

社会福祉概論/社会保障論/社会福祉行政論/公的扶助論/身体障害者福祉論/老人福祉論/児童福祉論/家庭福祉論/知的障害者福祉論/精神障害者保健福祉論/社会学/心理学/社会福祉施設経営論/社会福祉援助技術論/社会福祉事業史/地域福祉論/保育理論/社会福祉調査論/医学一般/看護学/公衆衛生学/栄養学/家政学/倫理学/教育学/経済学/経済政策/社会政策/法学/民法/行政法/医療社会事業論/リハビリテーション論/介護概論

※これまで、社会福祉主事任用資格に該当するためには、指定された科目と名称が完全に一致した科目を 3 科目以上履修している必要がありましたが、平成 12 年 4 月 1 日から適用される科目に限り、実際の科目名を一定の範囲で読み替えることができるようになりました。

2. 厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了する

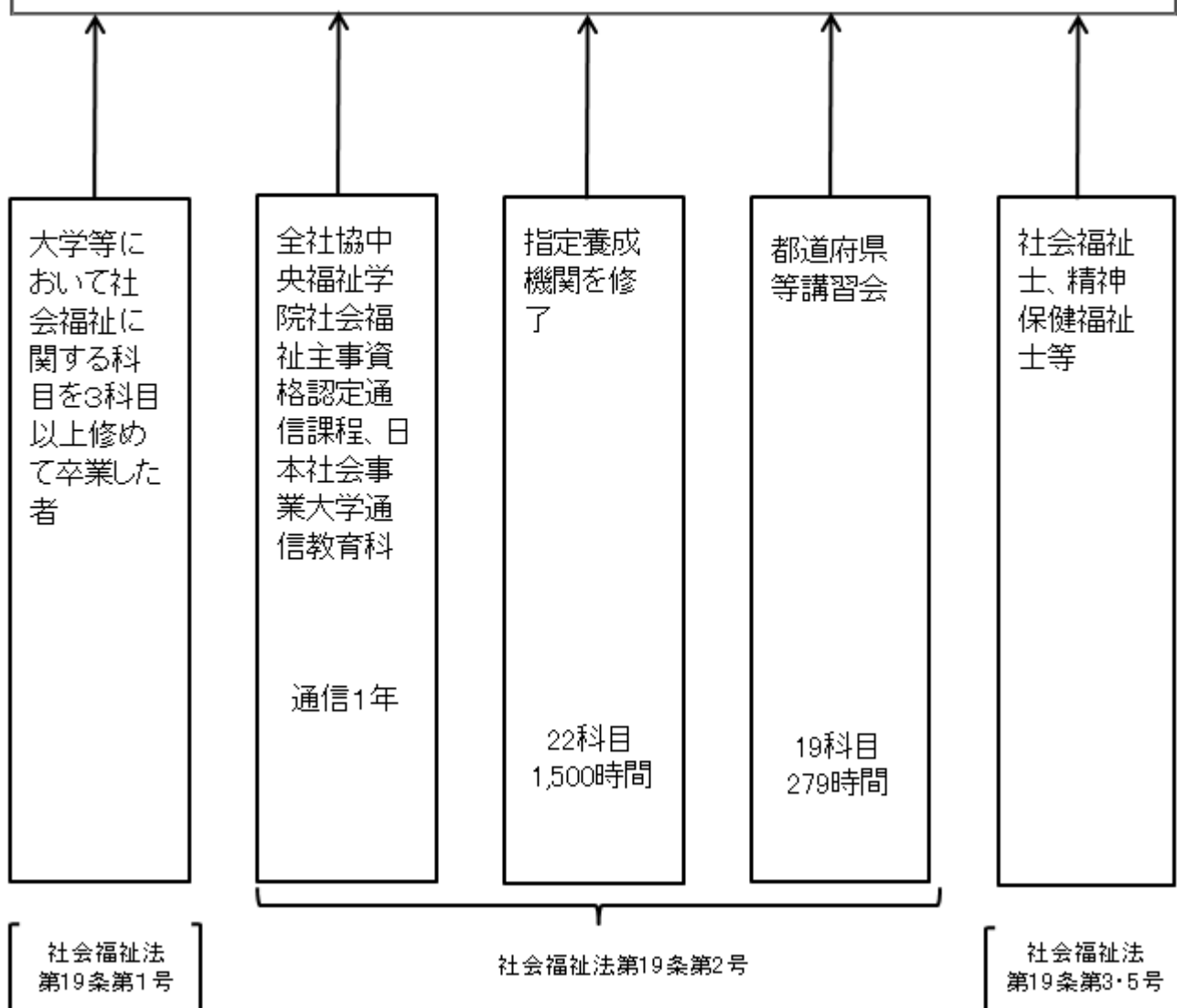
現任職員(現在、社会福祉事業に従事している者)に限るものが 6 割程度を占めており、残りは、専門学校などの養成機関となっています。その専門学校の多くは、介護福祉士資格、保育士資格、社会福祉士資格の取得や取得準備を兼ねた学校となっています。

■資格の証明方法

一般的には卒業証明書や成績証明書で確認されます。特別な試験を受けたり、資格証明書が発行されたりするものではありません。学校によっては、証明書を発行してくれますので、確認をする必要があります。

※社会福祉主事任用資格の資格取得方法は、将来、変更される可能性があります。

社会福祉主事任用資格



大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者

社会福祉法
第19条第1号

全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科

通信1年

指定養成機関を修了

22科目
1,500時間

都道府県等講習会

19科目
279時間

社会福祉士、精神保健福祉士等

社会福祉法
第19条第3・5号

社会福祉法第19条第2号